



**下請等中小企業の取引条件改善
への取組について**

令和3年6月
中小企業庁

「未来志向型の取引慣行に向けて」について

「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について①

- 既存の重点3課題の深堀とともに、新たに「知財・ノウハウの保護」「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」を追加し、取引適正化重点5課題として取組を推進。
- 「下請Gメンや調査等によるきめ細かな実態把握」、産業界における「契約のひな形・ガイドライン等」の遵守徹底、「下請法等に基づく厳正な指導」を全体の方針として取組を実施。
- コロナ禍の経済状況を踏まえつつ、取引適正化に向けた取組を一層進めていく。

新たな重点課題

重点5課題	現状・課題	今後の取組方針
知的財産・ ノウハウの保護	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業が知的財産権等に関して、公正な条件での適正な契約を締結できていない。 ● 知的財産権等に関する支援を行うことができる外部の専門人材が少ない。 ● 企業内において、知的財産等の重要性が認識されていない。 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><下請Gメンによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・親事業者が立ち合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。(印刷) ・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。(化学) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 知財Gメンによる知財の活用等の実態把握の実施（令和2年7月以降） ● 大企業・中小企業、学識者、弁護士、支援機関等有識者による検討会を令和2年7月に設置。 ①「知財取引における契約のひな形、ガイドライン」の策定 ②支援策(普及啓発、支援機関等の専門人材の活用) ③知財Gメンの体制強化の検討（知財弁護士の登用等）について議論。 ● 令和3年3月に「知的財産取引に関するガイドライン」を策定し、公表。
働き方改革に伴う しわ寄せ防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 昨年4月からの時間外労働の上限規制の中小企業適用を踏まえ、中小企業の実態把握が必要。 <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><下請Gメンヒアによって把握した問題事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短納期発注が多くなったが、割増料金がもらえない。(自動車) ・金曜日に仕事を発注し、「土・日曜日にやれ」と言われた。単価の上乗せは認められなかった。(電機・情報通信機器) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。 ● 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

「未来志向型の取引慣行に向けて」の推進について②

既存の重点課題

重点5課題

現状・課題

今後の取組方針

型取引の適正化

- 令和元年度の協議会の議論を踏まえ、振興基準を昨年1月に改正し、親事業者による金型の保管料の負担や不要な金型の廃棄などの進展が見られるものの、その進捗は道半ば。
- 不要な金型の廃棄の更なる推進と振興基準や型取引適正化推進協議会報告書の周知徹底が必要。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・金型の引取りの要請を行ったが引き取ってもらえず、100型を無償保管中である。(自動車)
- ・親事業者が木型の保管料や廃棄の相談をまったく受け付けてくれない。(工作機械)

型取引ルールを反映した自主行動計画の改定を踏まえ、以下の取組を実施。

- 型取引適正化推進協議会による、各業界団体からの取組状況の聴取。(令和2年8月、12月開催)
- 個別企業に対する数万社単位でのフォローアップ調査の実施。(令和2年10月)
- 型取引の成功事例を示すため、モデル事業者による実証事業を実施。
- これらの結果を踏まえ、産業界による自主行動計画の改定やアクション等につなげる。

支払条件の改善

- 下請代金の現金払い化については着実に浸透しているものの、業界慣習や大企業間取引に着目すると改善が鈍い。
- 手形等のサイトについては、90日もしくは120日のサイトに張り付いている状況。
- 約束手形の割引料が下請代金に加味されておらず、十分な協議がなされていない。
- 新型コロナウイルス感染症による影響を鑑み、下請事業者の資金繰り改善のためにも、支払条件改善への一層の取組が必要。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・以前は手形での支払いだったが、今年より月末締め180日後の現金払いに変わった。(電機・情報通信機器)
- ・下請法対象外だが、締切から125日後の現金払いという取引先がある。(自動車)

- ①業種ごとの現金払い・手形等の支払期日と取引慣行の実態、②決済手段の在り方(ファクタリング・電子記録債権等を含む)等について、事業者・金融機関等を交え検討会を令和2年7月に設置。
- 中小企業への新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年3月に手形通達を再改正
- 産業界への働きかけの強化(振興基準、自主行動計画等の再検討)
- 5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組の実施

- 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。
- 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

価格決定方法の適正化

- 昨年2月に、賢人会議「中間とりまとめ」において、大企業と中小企業が共存共栄していく関係を構築するため、適正な価格転嫁など取引適正化をサプライチェーン全体で進め、雇用・所得環境を改善させていく必要性を指摘。

<下請Gメンヒアによって把握した問題事例>

- ・海外企業の価格を引き合いに出し半額近い値下げを口頭で要求された。(自動車)
- ・量産ロットの見積もり価格が小ロットの注文にも適用され、利益が出ないので困っている。(電機・情報通信機器)

- 昨年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を設置し、個社による下請振興基準の遵守等を含む自主行動宣言(パートナーシップ構築宣言)を通じ、更なる取引適正化を推進。

- 今後も、Gメン等により取引実態を把握。問題事例に対し、指導・助言を実施。
- 良い事例・悪い事例の周知徹底。(業界団体等)

知的財産取引検討会

- **令和2年7月**に有識者を交えた**検討会を設置**。問題事例の確認・整理や今後の対応策について議論。
(座長：寺岡 寛 中京大学経営学部教授)
- **計8回開催**し、知的財産取引に係る問題事例の把握や課題の洗い出しを進めるとともに、
 - ①ノウハウを含め知的財産権を事前の承諾を得ずに、他の目的に利用してはならないこと
 - ②金型の設計図面等の提供を強制しないことなどを示した**ガイドライン及び契約書ひな形を作成・公表**。3月にその内容を「**振興基準**」に反映し、**周知浸透を図っているところ**。
- 11月以降には、ガイドラインの定着等に向けて、**外部専門人材の不足への対応や、中小企業における知財の重要性の認識向上**に向けた施策についても議論を進め、それらをとりまとめた**報告書を3月に公表**。

中小企業の知的財産に関する取引実態

- **公取委「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」**(令和元年6月)
(**報告事例**) 営業秘密であるノウハウの開示等を強要される。名ばかりの共同研究開発契約の締結を強いられる。等
- **下請Gメン(取引調査員)によるヒアリング**

1. 契約締結前

コスト削減のためという名目で共同研究を持ちかけられても当社の持つノウハウをさらけ出して持って行かれるおそれがあるので簡単には乗れない。<自動車>

2. 工場見学・工場監査

親事業者が立合いと言って工場を見学し、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまった。<印刷>

3. 試作品開発

大手メーカー向けに、試作品を製作(特許技術)。内製化しない旨の誓約書を交わしたにもかかわらず、内製化を進めようとしていたことが判明。抗議したところ、「特許侵害の証拠を見せる」といわれた。<半導体>

4. 取引開始後

・過去の主要取引先に金型図面を渡したら、そのまま海外でコピーされた。<化学>
・海外生産用金型の製造依頼を受け、設計図の有償譲渡はしているが、満足な価格になっていない。<自動車>

知的財産取引検討会 概要

構成員

学識者、弁護士、弁理士、大企業・中小企業、中小企業支援機関

●オブザーバー

中小企業団体、公正取引委員会、総務省、特許庁、経産省産政局・産技局

論点

- (1)適正な契約締結
⇒ガイドライン・契約のひな形
- (2)外部専門人材の不足
- (3)中小企業における知財重要性の認識

スケジュール

- 第1回 現状と課題の整理(令和2年7月22日)
- 第2回 中小企業へのヒアリング(令和2年7月31日)
- 第3回 ガイドライン・契約書ひな形の方向性の検討(令和2年8月20日)
- 第4回 ガイドライン・契約書ひな形のとりまとめ(令和2年9月24日)
- 第5回～第7回 中小企業における知財活用方策について
- 第8回 とりまとめ(令和3年2月26日)

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会

- 令和2年7月より、有識者を交えた検討会を設置し、更なる支払条件改善に向けた議論を開始。
(座長:神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授)
- 計6回開催。手形払いの現金化や、約束手形の以下の論点について議論を行い、3月に公表した報告書を踏まえ、
 - 1) 手形等のサイトは60日以内とすること等を盛り込んだ手形通達の改正と「振興基準」への反映を行った。
 - 2) 業種特性を踏まえつつ、5年後の約束手形の利用の廃止に向けて、各産業界・金融界による自主行動計画の策定・改定を促進していく。

現状（自主行動計画フォローアップ調査）

①手形払いの現金化： 徐々に改善傾向だが、足下では若干悪化

「すべて現金払い」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	49%	53%	57%	52%
受注側	26%	28%	30%	27%

②手形サイトの短縮： 改善は道半ば

「60日以内」の割合	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発注側	14%	13%	18%	15%
受注側	10%	12%	14%	11%

③手形割引料（金利分）の代金上乘せ： 若干改善も不十分

「概ね勘案」の割合	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受注側	19%	23%	24%

検討会での手形払いの現金化に関する議論

<手形払いの現金化>

- 支払側の8割、受取側の9割が「やめたい」との意向。主な理由は以下の通り。

支払側：「手形の購入代金・印紙代」

受取側：「繰延せず現金で支払って欲しい（支払サイトが長い）」

※他方、やめられない理由として業界の商慣習や、支払側の意向、自社が受注側となる取引において改善が進んでいないため、自らも現金払いができないとの意見も。

<手形サイト>

- 手形サイトは支払側が決めている構造。支払側は現状のままで良いとする一方、受取側は短縮すべきとの意見が多い。長い支払サイトは、中小企業の資金繰りへの負担に。

- 割引料については、長年の慣行や企業間の力関係で受取人負担となっていることが多いとの意見。

約束手形をはじめとする支払条件の改善に向けた検討会 概要

構成員

- 委員
学識者、弁護士、大企業・中小企業
- オブザーバー
中小企業団体、金融機関団体、フィンテック企業
公正取引委員会、金融庁、経産省商サG

論点

- (1) 約束手形の「更なる現金化」に向けたアクション
- (2) 手形サイトの長さ
- (3) 手形の割引料の負担
- (4) IT化・新しい決済手段の利便性とコスト

スケジュール

- 第1回 現状と課題(令和2年7月31日)
- 第2回 約束手形に関する論点について検討(令和2年8月19日)
- 第3回 中間とりまとめ(令和2年9月14日)
- 第4回・第5回 約束手形に関する論点について
(令和2年11月16日・12月21日)
- 第6回 とりまとめ(令和3年2月19日)

型取引の適正化推進協議会報告書の概要

(1) 課題と現状

課題	現状
論点① 型の所有、取引条件	取引条件、型に対する指示が口頭等で曖昧
論点② 型代金・型相当費の支払	量産開始まで型代金・型相当費が支払われず、支払も24回分割払で資金繰りが苦しい
論点③ 型の廃棄・保管	廃棄の取り決めが不明確でサプライチェーン全体で共有化されておらず、廃棄の判断がされない。保管メンテナンス等の費用は受注側負担
論点④ 廃棄年数・保管費用項目等の実効的目安	産業実態に則し具体性のある目安の策定(自動車、産業機械、電機・電子・情報産業)
論点⑤ 型の技術・ノウハウ	発注側企業から、一方的に型、図面データ等の提供を要請され、第三者に譲渡等。

(2) 考え方

各課題について、型の所有実態、型に対する制限、要請等の内容を踏まえて、**取引を3類型に整理し、それぞれの類型に応じて、適正化を図る。**

【類型】

- A : 型についても**取引(請負等)を行う場合**
- B : 取引の対象は部品であるものの、型についても**部品に付随する取引として型相当費の支払いや製作・保管の指示等を行う場合**
- C : 上記以外の場合

(3) 取引類型ごとの整理

類型	論点②		論点③		論点④	論点⑤
	所有権	支払方法及び支払の時期	廃棄	保管料	目安	技術・ノウハウ
A	発注側	完成品の引渡し時点での一括払い、資金繰りに課題のある受注側企業には 更なる前倒し	発注側が、 廃棄の取り決めを定め 、取り決めに基づき廃棄	発注側負担 (発注側が所有する型を保管させるため)	型の廃棄・返却の目安 ・ 量産期から補給期への移行の明確化 ・ 廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持契約を含めた取決めの書面化(意図せざる図面やデータの流出防止) ・ 型の製作技術・ノウハウに対する対価の支払い
B	受注側	資金繰りに課題のある受注側企業には 一括払い、支払時期の前倒し	協議して、 廃棄の取り決めを定め 、取り決めに基づき廃棄	発注側負担 (発注側が保管等の指示を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄を前提に協議する型の経過年数の明確化 -自動車 : 量産終了後15年 -産業機械 : 量産終了後10-15年 -電機・電子 : 最終生産後3年 	
C	受注側	-	受注側が独自に判断	受注側負担 (受注側が独自に保管を行うため)	<ul style="list-style-type: none"> 型保管費用項目の目安 ・ 土地建物費等項目を明確化 	

論点① 各項目に係る取引条件の**明確化**と**書面化**の徹底

しわ寄せ防止総合対策の概要

- 「働き方改革の推進」と「取引適正化」は車の両輪であり、大企業等の働き方改革による下請等中小事業者への「しわ寄せ」の防止は、親事業者と下請等中小事業者の双方が生産性の向上・成長と分配の好循環を実現する上で共通の課題
- このため、厚生労働省・公正取引委員会・中小企業庁が一層の連携を図り、「働き方改革の推進」と「取引適正化」を一体的に推進するため **「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのしわ寄せ防止のための総合対策」**を策定（令和元年6月26日）

＜総合対策の4つの柱＞

① 関係法令等の周知広報

- ・労働局・労基署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知
- ・「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の設定による経営トップセミナーの開催等の集中的な取組
- ・労働施策総合推進法第10条の3に基づく協議会等における課題の共有と地域での取組の推進

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供

- ・下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合には、相談情報を地方経産局に情報提供

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請等・通報

- ・労働局から管内の大企業等に対し、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施
- ・下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報

- ・大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が、下請法等に基づき、厳正に対応
- ・実際に行った指導事例や不当な行為の事例（べからず集）の周知・広報の徹底

下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和3年4月末時点）

- 下請ガイドラインは現在18業種策定、自主行動計画は現在16業種50団体策定。

＜下請ガイドライン策定業種＞

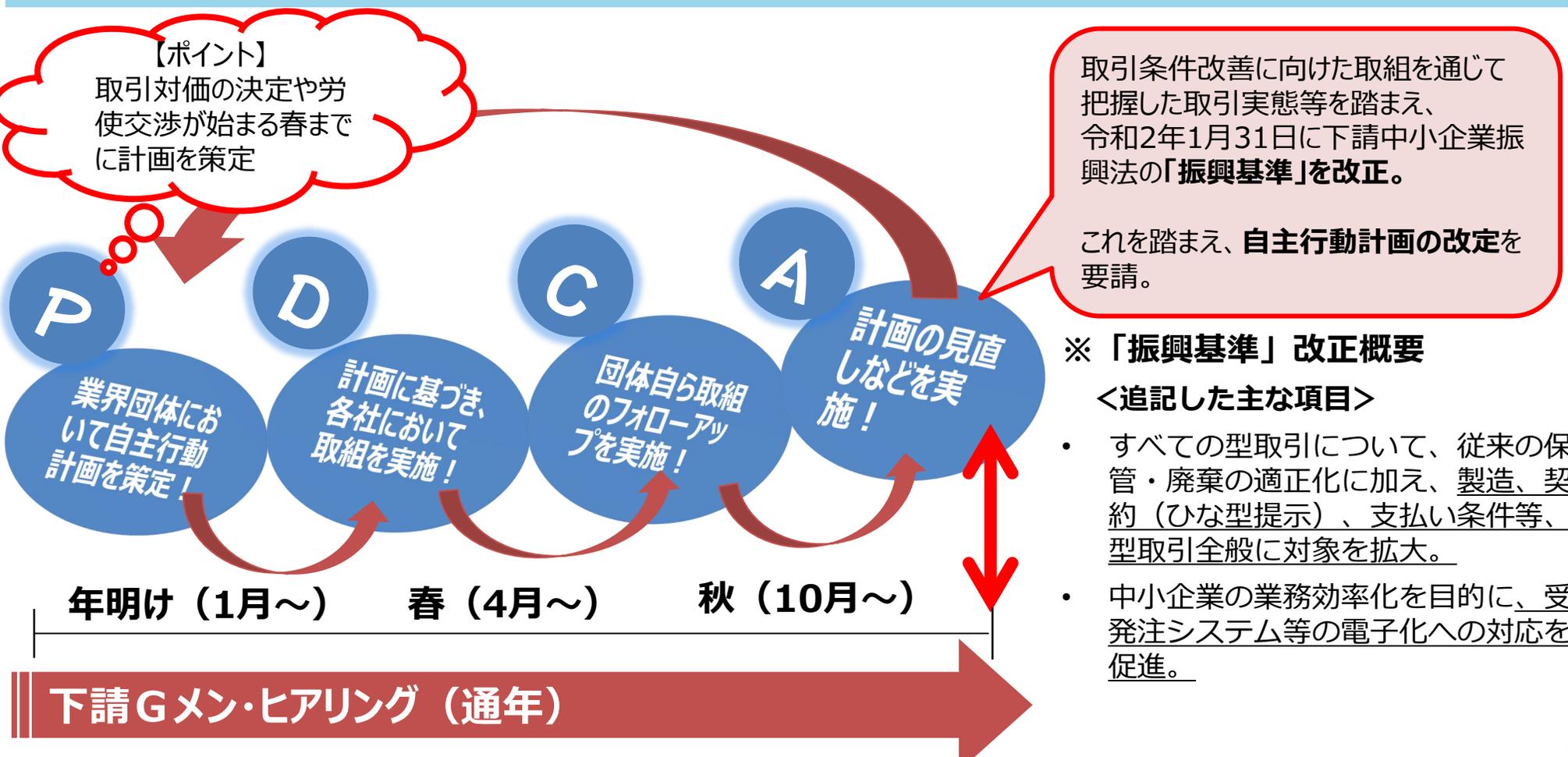
業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの制作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション制作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	豆腐・油揚げ製造業	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～
食品	牛乳・乳製品	食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～

＜自主行動計画策定団体＞

業種		団体名	
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会	
素形材（9団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会／素形材センター	
機械製造業		日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会	日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会	
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会	
紙・紙加工業		日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会	
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会（JEITA） ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 日本電機工業会 カメラ映像機器工業会	
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会	
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本ボランティアチェーン協会	全国スーパーマーケット協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会	
金属産業		日本電線工業会 日本アルミニウム協会	日本鉄鋼連盟 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成品工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟	
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会	
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会	
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会	
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会	

更なる取組の浸透と業種の拡大（PDCAサイクルの実施）

- 自主行動計画は策定して終わりではなく、**PDCAサイクルを回し、サプライチェーン全体での浸透を図っていく**ことが重要である。
- また、下請中小企業の取引条件改善に向けて、既存業種だけではなく、**他の業種にも自主行動計画の取組を広げていく**ことが必要である。



令和2年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種（12業種44団体）が令和2年9～11月に調査を実施。
- 「未来志向型の取引慣行に向けて」の重点三課題について、「不合理な原価低減要請」、「型管理の適正化」については改善。
- 一方、下請代金の支払条件については、「現金払い化」「手形等のサイト短縮」のいずれも若干悪化しており、今後の課題。
※なお、本調査は当該年度内での実施状況について、各項目ごとに調査。
（回答例：①概ねできた（実施済）、②一部できた（実施中）、③できなかった（未実施）の3択）
- 認識のズレの解消等を目的に、取引問題小委員会にて、策定業界団体が一堂に会し、公開の場で調査結果等について議論。

＜重点三課題 改善割合＞

設問	発注／受注	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
① 不合理な原価低減要請を行わない／受けていない （「実施済」と答えた企業の割合）	発注	81%	81%	86%	89%
	受注	40%	51%	56%	59%
② - 1 型管理の適正化（※1） 型の返却・廃棄の促進（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	39%	39%	50%	55%
	受注	23%	15%	18%	22%
② - 2 型管理の適正化（※1） 型の保管費用の発注側負担（※「概ねできた」と答えた企業の割合）	発注	32%	40%	44%	48%
	受注	17%	13%	14%	17%
③ - 1 下請代金をすべて現金で 支払っている／受け取っている	発注	49%	53%	57%	52%
	受注	26%	28%	30%	27%
③ - 2 下請代金支払の手形等のサイトが60日以内（※2）	発注	14%	13%	18%	15%
	受注	10%	12%	14%	11%

※1 ②-1、②-2について、電機・情報通信機器は、発注側・受注側の区別がないため、30年度の集計のみ除外。

※2 ③-2手形サイトにおいては、「60日以内」の割合は回答項目「30日以内」「60日以内」の合計から算出。